

多摩市地域包括支援センターの今後の方向性について

資料3

～目次～

- 1 検討の背景
- 2 これまでの経過
- 3 現在の主な高齢者相談機能
- 4 現在の課題
- 5 今後のサービス量の見通し
- 6 地域包括支援センターからの意見
- 7 地域包括支援センター運営協議会からの意見
- 8 今後の方向性
- 9 スケジュール

1 検討の背景

全国的に少子高齢化が進行するなか、本市においても介護保険制度が始まった平成 12(2000)年に高齢者数 14,981 人、高齢化率 10.5%であったものが、令和 7 年(2025)年 1 月 1 日現在では、高齢者人口 43,480 人、高齢化率 29.4%、と 25 年で約 3 倍に増えています。

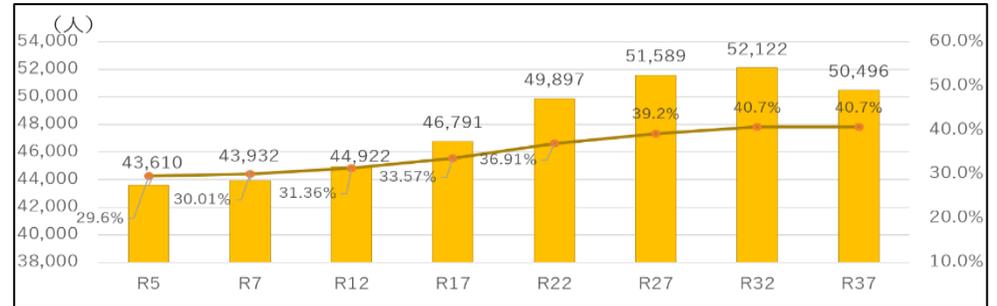
また、10 年後の令和 17 (2035) 年には高齢者数約 47,000 人、高齢化率約 33.5%、団塊の世代ジュニアが 65 歳以上となる 15 年後の令和 22 (2040) 年には高齢者数約 50,000 人、高齢化率は約 37.0%に上昇する見込みです。

一方、令和 2 (2020) 年度より後期高齢者数が前期高齢者数を上回っており、今後も高齢化の進行にともない後期高齢者の割合がさらに増加する見込みです。

地域包括支援センター（以下、「包括 C」）は、平成 18 (2006) 年に設置され、総合相談を始め高齢者やその家族の支援のため様々な取り組みを行っていますが、設置から 19 年が経過するなか、こうした高齢化の進行や、「8050 問題」、「ヤングケアラー」「ダブルケア」といった複雑化・複合化する課題への対応を迫られています。

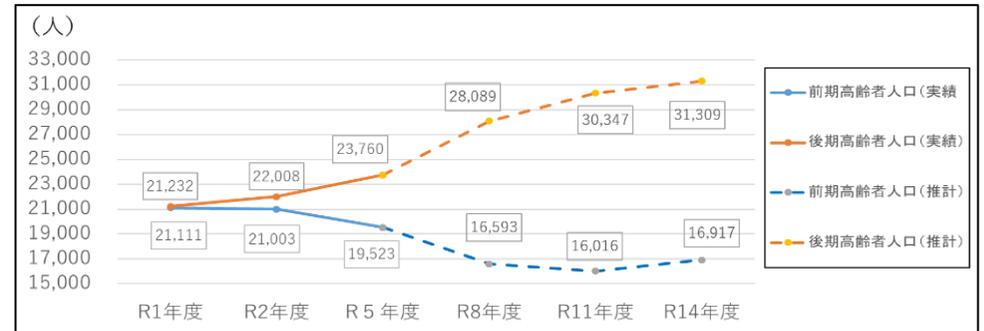
このため、これらの変化に対応するため、今後の運営方針について検討をします。

【多摩市 高齢者数・高齢化率推計】



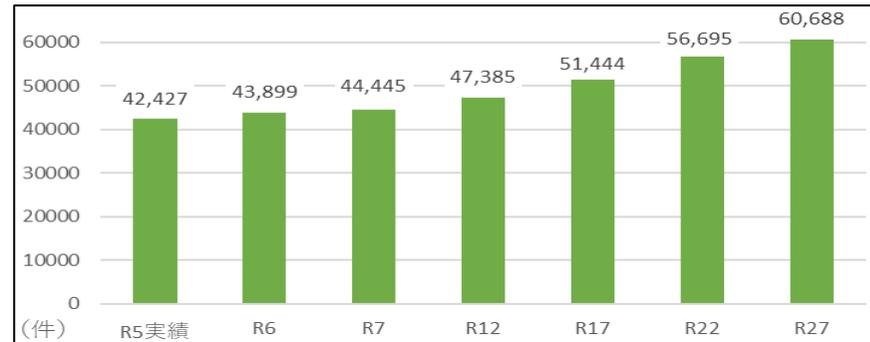
(第 2 期多摩市まち・ひと・しごと創成総合戦略 将来展望人口 (令和 3 年) より)

【多摩市 前期・後期高齢者数】



(企画課多摩市人口推計 (令和 5 年度) より)

【多摩市包括 C 総合相談件数推計】



(企画課多摩市人口推計 (令和 5 年度) より算出)

2 これまでの経過

平成 6 年	在宅介護センター設置（包括 C の前身）	老人福祉法改正を受け、市内 4 か所の特別養護老人ホーム内に設置。平成 14 年までに 2 か所を追加し、計 6 か所に。
平成 18 年	包括 C 設置	介護保険法改正により、在宅介護支援センターから移行。6 圏域、6 か所
平成 26 年	包括 C の機能強化	第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に「包括 C の機能強化」を明記
平成 28 年	担当圏域の見直しと再編	コミュニティエリア（日常生活圏域）に合わせ、5 圏域へ再編。包括 5 か所に
	基幹型包括 C の設置	高齢支援課内に、各包括の後方支援の役割を担う包括として設置
	認知症地域支援推進員を配置	認知症高齢者への支援充実と予防の強化を目的として、各包括 C に 1 名配置
	中部包括 C 移転	永山商店街へ
	高齢者見守り相談窓口設置	中部包括 C に併設
平成 30 年	北部包括 C 移転	健康センター内へ
令和元年	東部包括 C を移転	諏訪複合教育施設へ
令和 3 年	北部包括 C の愛宕支所を設置	旧愛宕地区市民ホール跡地へ北部包括 C の支所を設置
	高齢者見守り相談窓口設置	北部包括 C に併設
令和 6 年	第 2 層生活支援体制整備事業	第 2 層生活支援コーディネーターを各包括に 1 名配置

【包括 C 再配置経過のイメージ図】



3 現在の主な高齢者相談機能

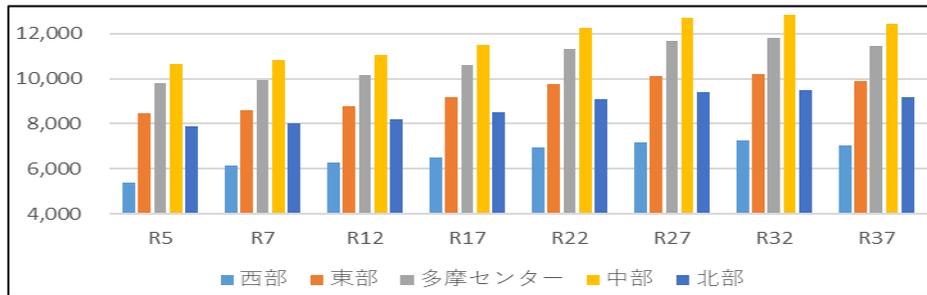
	地域型 地域包括支援センター	基幹型 地域包括支援センター
設置数	5か所（内1か所は支所を設置）	1か所
実施形態	業務委託 （委託先：社会福祉法人4、社会医療法人1）	直営 （健康福祉部高齢支援課事業）
職員数 （条例による）	圏域の高齢者数6,000人まで3名 以降2,000人毎に1名	定員5名 （2024.4.1～現在3名）
R6年度予算	229,271千円（うち、一般財源44,135千円）	34,606千円（うち、一般財源6,662千円）
職種基準	主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師（準ずるもの含む） 各1名以上	地域型と同様
設置場所と 職種人数	西部 特別養護老人ホーム和光園内 6名（主介2、社福3、保(看)1） 東部 諏訪複合教育施設内 7名（主介2、社福3、保(看)2） 多摩C 特別養護老人ホーム白楽荘内 8名（主介1、社福4、保(看)2、欠1） 中部 永山商店街 8名（主3、社福2、保(看)3） 北部 多摩市立健康センター3階 3名（主1、社福1、保(看)1） （北部愛宕支所 愛宕第一住宅1階）4名（主1、社福2、保(看)1）	高齢支援課内3名（社福1、保健師2） ※主任介護支援専門員（以下、主任ケアマネという。）欠員→制度改正により広域的対応を図る。
業務内容	①総合相談 ②包括的・継続的ケアマネジメント ③介護予防 ④権利擁護	主として地域型包括の後方支援 （地域型で対応が難しい処遇困難ケースや虐待ケース対応など） （職員研修の企画立案や実施など） （老人福祉法による措置業務への対応など）
その他	○各地域型包括Cに次の機能を追加（業務は3職種に兼務） ①認知症地域支援推進員 1名 ・2016（平成28）年度～ ②第2層生活支援コーディネーター 1名 ・2024（令和6）年度～	※この他：高齢者見守り相談窓口（業務委託）※東京都包括補助事業 ・2カ所：中部包括C、北部包括C支所に併設（社福士各2名配置） ・業務内容：①高齢者相談、②戸別訪問、③見守り活動支援

4 現在の課題

① 圏域の高齢者人口の偏り（人口推計による）

- 圏域による高齢者数および高齢化率の偏りとその差の拡大が予測される。
- 令和 22 年頃に、多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（以下、条例という。）で規定されている高齢者人口の上限である 12,000 人に到達する見込み。

【包括別高齢者人口推計】



（第 2 期多摩市まち・ひと・しごと創成総合戦略 将来展望人口（令和 3 年）より算出）

② エリアの分断

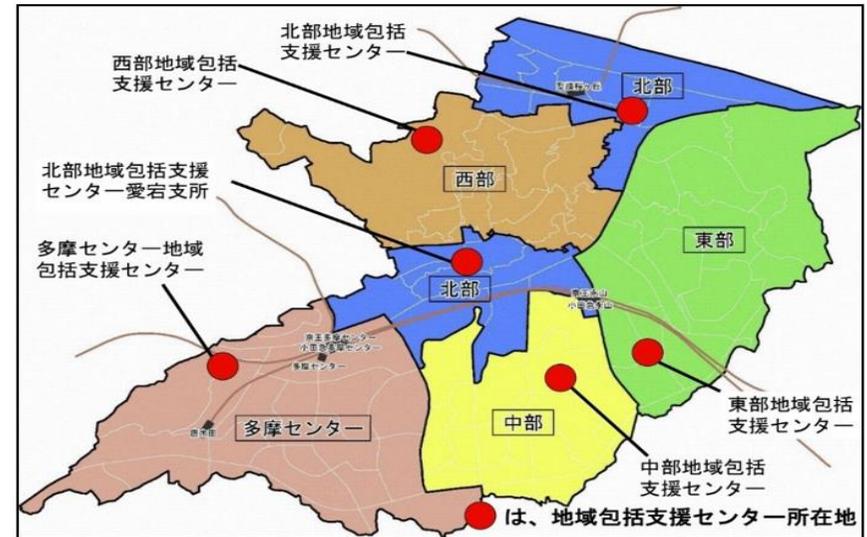
- 北部包括のエリアが、関戸・一ノ宮地区と愛宕地区等の 2 エリアに分かれている。
- 永山・貝取・豊ヶ丘地区が、1 丁目を北部包括、2 丁目以降を中部包括が担当している。

【緊急レベル別 相談対応】

緊急性のレベル	判断レベル	対応（例）	相談対応%	平均対応時間
レベル 1	一般的な問い合わせ	一般的な情報提供	(42.8%)	19.3分
レベル 2	相談者の意思で主訴に対する対応が可能だと判断される相談	必要な情報提供、関係機関や団体等の紹介・つなぎ	(24.8%)	30.6分
レベル 3	専門的・継続的な関与が必要だと判断される相談	継続的な関与、訪問面接等	(30.6%)	37.6分
レベル 4	緊急対応が必要だと判断される相談	危機介入、事例ごとに対応できるチーム編成	(1.5%)	74.3分

厚労省地域包括支援センター運営マニュアルより

【設置場所 担当圏域】



③ 課題の複雑化とその影響

- 緊急レベルの高い、虐待や 8050 問題等、多世代・多問題ケースの増加による包括の業務圧迫。
- 緊急レベル 3・4 の業務圧迫による、緊急レベル 1・2 の対応の後回し。

④ 包括拠点の利便性

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市民が立ち寄りやすい場所へ再配置を進めてきたが、来所相談は全体の 5 %程度で、再配置後もその割合の変化はない。

【包括移転前後の来所相談割合】

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
中部	6%	6%	5%	5%	5%	6%	3%
東部	4%	4%	4%	5%	5%	5%	2%
北部	4%	4%	4%	4%	4%	5%	4%

北部移転 東部移転 愛宕支所開設

⑤ 事務所スペースの狭隘化

- 高齢者数の増加や、第2層生活支援コーディネーター等の配置に伴う職員数増により、東部包括、中部包括の事務スペースが狭隘化。

⑥ 基幹型地域包括支援センターにおける主任ケアマネの欠員

- 包括の要件である3職種のうち主任ケアマネが欠員となっている。

5 今後のサービス量の見通し

① 高齢化率・地区別の高齢者数について

- 本市の高齢者数は令和32年度まで増加し続け、高齢化率は40%台になることが予想される。(1ページ目グラフ参照)
- 高齢者増加に伴う高齢者単身世帯、要介護認定者、認知症高齢者等支援を要する高齢者の増加が予想される。
- 右図の□の地域が高齢化率が30%超、高齢者数が2,000人超。

現在：7地区（桜ヶ丘・聖ヶ丘・永山・貝取・豊ヶ丘・落合・愛宕）

令和14年：8地区（7地区に加え、諏訪）

令和22年：10地区（8地区に加え、関戸、鶴牧）

② 都営団地等の建替えについて

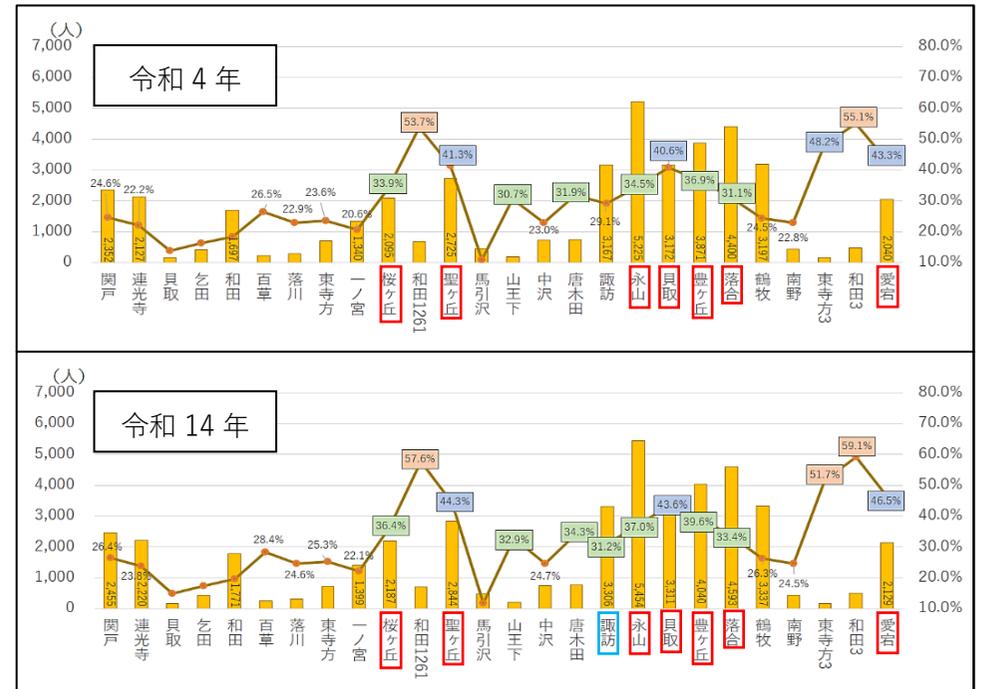
- 都営団地等の建替えによる新たなコミュニティ創出、それに伴う見守り体制の再編により包括の負担の増加が見込まれる。

【UR賃貸団地の建て替え予定】

時期	地区	内容
今後の予定	令和7年度	UR諏訪団地（先行区）建設中 令和7年度にUR諏訪団地（後行区）から移転後、新規募集予定
	令和10年度	UR永山団地 計画中 永山4丁目から移転予定
	令和12年度	UR諏訪団地（後行区）設計中 UR諏訪団地（後行区）から移転（戻り）後、新規募集予定

(都市整備部都市計画課)

【字別高齢者数・高齢化率推計】



(企画課多摩市人口推計(令和4年度)より算出)

【都営団地の建て替え予定】

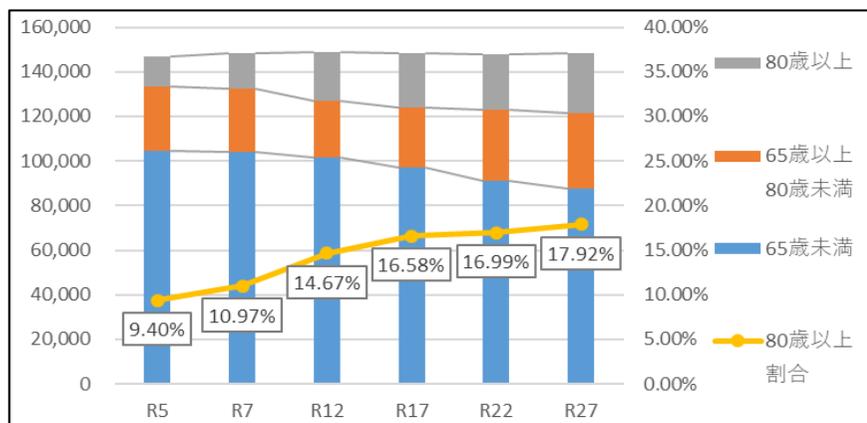
時期	地区	内容
建替済	令和元年	永山3丁目 令和元年完成後入居済 諏訪4丁目から移転
	令和3年	中沢1丁目 令和2年完成後入居済 愛宕から移転
	令和3年	諏訪5丁目 令和3年完成後入居済 諏訪4丁目から移転
今後の予定	令和6年	愛宕4丁目 令和6年完成後入居済 和田3丁目、東寺方3丁目から移転
	令和7年以降	諏訪4丁目-1 建設中 令和7年以降に諏訪4丁目-2・3から移転予定
	それ以降	諏訪4丁目-2 設計中 諏訪5丁目から移転予定
それ以降	和田3丁目 東寺方3丁目	設計中 移転対象未定(検討中)

(都市整備部都市計画課)

③ 相談件数について

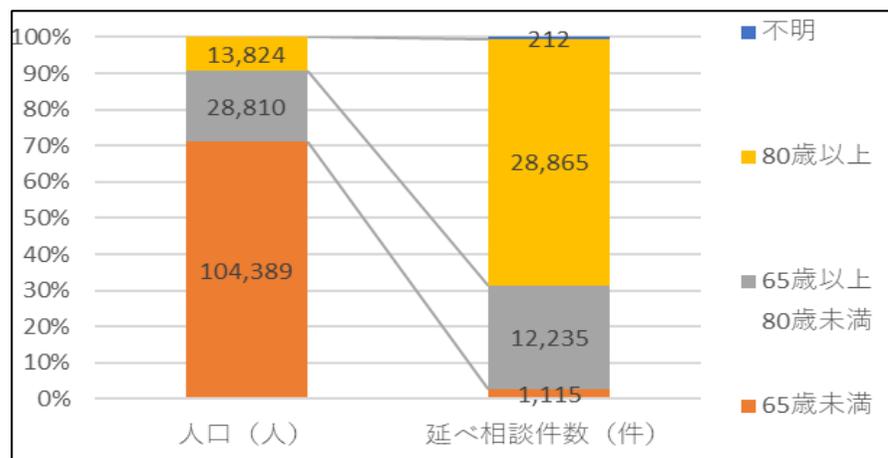
- 高齢者のうち特に相談が多くなる80歳以上の高齢者数の増加が見込まれ、相談件数の増加が予想される。

【年齢別高齢者数推計】

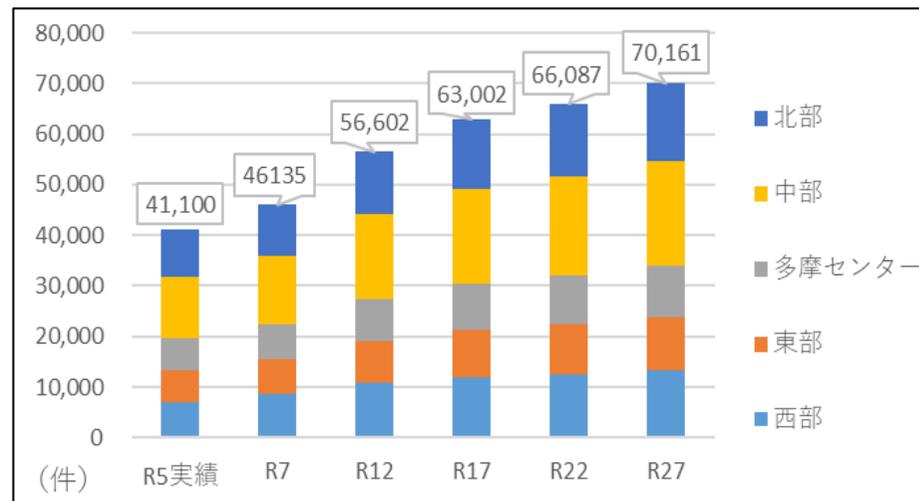


(企画課多摩市人口推計(令和5年度)より算出)

【人口割合と相談件数比率(令和5年度)】



【相談件数推計(年齢比率)】



(企画課多摩市人口推計(令和5年度)より算出)

6 地域包括支援センターからの意見

① 支所について

- 支所ができて、地域密着の形となった一方で、1拠点の人数が減り業務をこなすのが大変。また本所の様子がわかりにくい。(北部)
- 人手不足により苦情になったこともあり、拠点を分割しない方がよい。

② エリアについて

- 永山・貝取・豊ヶ丘1丁目の住民には包括の認知度が低い。

③ 基幹型地域包括支援センターについて

- 後方支援によるバックアップがあることは安心感がある。

④ 人員体制について

- 認知症地域支援推進員、第2層生活支援コーディネーターは、包括と兼務

となっているが、個別ケースを持ちながらの活動は難しい。

- 安否確認などの緊急対応のため、相談や訪問をキャンセルすることがあり、市民に迷惑をかけた。
- 事務所が不在にならないように、職員間で調整し工夫している。

⑤出張相談について

- 1 回の出張相談での相談件数は少なく、効率が悪い。

7 地域包括支援センター運営協議会からの意見

① 人員体制

- 包括は忙しく、人手不足を感じる。働き方改革や有休取得率を考慮すると、人員を増員してはどうか。
- 専門職が不足していて、採用が難しい。

② 出張相談

- 相談者が少ないのであれば、見直す必要がある。
- 利用者は少ないが、包括の認知度を上げ、相談するきっかけとなる等、周知目的の側面もある。

8 今後の方向性

① 担当エリアは現行のままとする

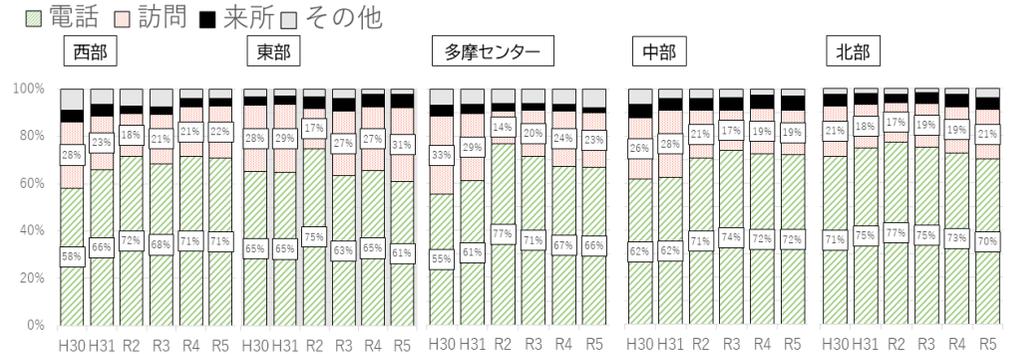
- 北部包括の地区割りにより高齢者の相談の利便性に影響はない。
- 将来的に、制度改正や高齢者数・高齢化率の変化により負担の偏りが顕著な場合は、再度見直しを検討。

② 拠点の増設は行わないが、移転を検討する

- 包括への相談方法は電話・訪問が多数を占めており、拠点の増設はしない

- 拠点を分割することで 1 拠点あたりの職員数が少なくなり、訪問対応に影響が出る。
- 高齢者人口増加等に伴う職員の増員により、執務スペースが狭隘化しているため事務所移転を検討（東部・中部）

【包括別相談方法割合】



③ 条例の改正及びプランナー配置基準の強化、事務員配置の検討を行う

- 条例に基づいた職員配置に加え、包括職員と兼任の認知症地域支援推進員、第 2 層生活支援コーディネーターを置いている。また全国的な専門職不足で人員確保は困難なため、新たな包括職員の増員は行わない。
- プランナー配置基準を契約内容に追記し、基準に応じた配置により、包括職員の負担を減らす。
- 令和 17～22 年度に、中部包括の高齢者人口が条例上限の 12,000 人以上となる見込みのため、12,000 人以上の枠を追加する。（令和 7 年 4 月 1 日施行のため、3 月議会上程予定。）
- 今後の包括の負担増大の状況に応じて、事務職員の配置を検討する。

④ 基幹型包括は継続。主任ケアマネは条例改正により対応する

- 市として権利擁護や虐待対応の必要があり、専門職を継続して配置する

必要がある。基幹型包括を廃止した場合、交付金（民生費約 131 万円、人件費約 1,752 万円）が対象外となる。また包括から基幹型包括が必要であると意見があるため、基幹型包括は継続する。

- 令和 6 年 4 月 1 日施行の介護保険法施行規則の改正を踏まえて条例改正し、基幹型包括の主任ケアマネ業務は複数が在籍する包括に令和 7 年度より一部業務を委託する。



令和 5 年 12 月 厚生労働省老健局資料 介護保険法施行規則の改正等（報告）

⑤ 出張相談は継続実施

- 出張相談は、高齢者の身近な相談窓口となること、包括の認知度を上げる方策となるため、効果的な運用を検討しながら継続して行う。

⑥ 負担軽減のための業務内容の見直しを検討する

- 限られた人員で相談や支援を行うため、会議体や報告書類等の見直し、その他運営にかかる業務内容の見直しを検討する。

9 スケジュール

期間(時期)	内容
令和 6 年度	・担当エリア、職員配置等を総合的に検討 ・健康福祉推進本部、3 月議会等で報告
令和 7 年度	条例改正 主任ケアマネのとりまとめの委託開始
第 9 期（令和 6～8(2024～2026)年度）	本方針のブラッシュアップ
第 10～12 期（令和 9～17(2027～2035)年度）	本方針に基づく、事業の実施
令和 22～32（2040～2050）年度	推計高齢者人口のピークに対応した地域包括支援センターの運営